

総務大臣政務官
向山 淳 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和8年8月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	福	田	俊	史
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	渡	辺	穰	爾
鳥	取	県	町	村	白	石	祐	治
鳥	取	県	町	村	山	本	芳	昭
			議	会				
			議	長				
			会	長				
			長	会				
			長	長				

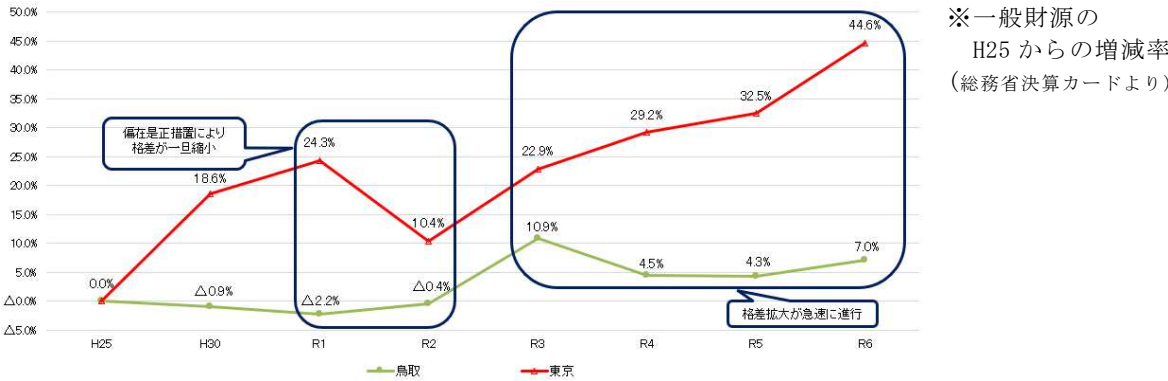
地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

- 地方においては、物価上昇を上回る持続的な賃上げ実現に向けた施策の充実・強化に要する経費や社会保障関係費等、引き続き必要な財政需要の増加が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額を確保・充実するため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。令和8年度与党税制改正大綱において、法人事業税や東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税を対象とした措置を検討する方針が示されたところであり、その実現を図ること。
- 自動車税環境性能割やガソリン税、軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するとともに、安定財源を確保するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、国の責任において確実に財源を措置すること。また、物価高騰対策としての消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約4割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、地方の減収に対しては必要な財源措置を確実に講じるとともに、外食産業への影響にも配慮した制度設計とするなど丁寧に議論を進めること。
- 令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、今後、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、令和9年度以降の延長を図ること。

【参考1】一般財源（地方交付税含む）の状況

近年、東京都の増加率（H25 決算額比）が顕著に高まっている一方、その他の自治体では増加率が収縮しており、東京都との格差は拡大している状況。



【参考2】環境性能割の廃止、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止による本県影響試算

県分▲約30億円 市町村分▲約5億円 （単位：億円）

	合計	軽油引取税	地方揮発油譲与税
ガソリン・軽油の暫定税率廃止	▲27（ <u>県26</u> 、市町村1）	▲24（ <u>県24</u> ）	▲3（ <u>県2</u> 、市町村1）
	合計	自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
自動車税・軽自動車税の環境性能割廃止	▲8（ <u>県4</u> 、市町村4）	▲6（ <u>県4</u> 、市町村2）	▲2（市町村2）

※自動車税環境性能割（県税）は、税収の約4割を市町村へ交付しているため、県の減収額6億円のうち、4割に当たる2億円を市町村への影響とした。

【参考3】消費税減税案に係る本県影響試算

（単位：億円）

	合計	地方消費税	地方交付税
食料品1%の場合	▲58（ <u>県30</u> 、市町村28）	▲42（ <u>県21</u> 、市町村21）	▲16（ <u>県9</u> 、市町村7）

※地方消費税（県税）は税収の1/2を市町村へ交付しているため、県の減収の1/2を市町村影響として試算。
※地方交付税の臨財債への振替影響は、国・地方折半ルールを前提として試算。

健全なインターネット空間の実現に向けた対策について

《提案・要望の内容》

○インターネットを利用した誹謗中傷や部落差別をはじめとする様々な人権侵害事案に対処するため、必要な措置を講じること。

＜インターネット上の人権侵害に対して必要と考えられる措置＞

- ・被侵害者自身が、心身に支障をきたしている状態などやむを得ない理由により、自ら情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除要請が困難である場合に、公的機関等が代わって行う削除要請についても、被侵害者と同様に対応義務の対象とすること。
- ・プラットフォーム事業者が、発信者本人からの削除要請に応じないケースがあるため、発信者からの削除要請には迅速に対応すること。
- ・差別解消に関する法律（部落差別、障がい者差別、ヘイトスピーチ）の趣旨を鑑み、特定個人を対象としない場合でも情報流通プラットフォーム対処法の削除要請の対象とすること。

○情報流通プラットフォーム対処法は実体法に踏み込んでおらず、規定されているのは、迅速に応答する義務、手続きの明確化、透明化までであるため、問題解決に向けて十分とは言えない。県条例を改正して個別の事案に対応しているが、地方における取組の限界が明確となった。国において実効性のある改善措置を講じること。

○災害発生時におけるインターネット上のフェイク情報の拡散は、救命を含めた災害対応への支障、地域住民の混乱、風評被害による地域産業への打撃など、様々な悪影響を及ぼすおそれがあることから、情報流通プラットフォーム対処法の対象範囲を権利侵害に限定せず、災害ディープフェイク※を含む災害関連の偽・誤情報等についても対象とすること。

※ 災害ディープフェイク

生成AIを活用した本物（事実）かどうか見分けの付きにくい災害関連のフェイク情報

加えて、災害ディープフェイクがアテンション・エコノミーを目的として拡大することのないよう、SNS上の収益化停止などの措置を検討すること。また、本年7月の公職選挙法の一部改正と同様に、生成AI技術を利用して作成・改変された災害関連の画像や動画等を掲載する場合は、閲覧者がAI生成画像であることを判別できるようにするなど、国民が偽・誤情報等に惑わされないための具体的な対策を検討すること。

○インターネット上の情報の出所を担保する新技術（オリジネーター・プロファイル：OP）について、技術実装に取り組む自治体が拡大するように財政支援を行うとともに、自治体向け第三者認証機関の設置も含め主導的役割を果たすこと。

○インターネット空間に広がる偽・誤情報や真偽不明情報等に国民が惑わされ、混乱の発生や、民意が歪められることのないよう、国民の情報リテラシー向上を目指し、批判的思考能力を高める取組を強化拡大すること。

＜参考＞

1 インターネット上の権利侵害に対する鳥取県の対応状況

インターネット上の誹謗中傷等の発生・被害拡大を防ぎ、県民を守るため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に実効性を担保する措置を加える条例改正（令和7年12月25日公布・令和8年1月25日施行）を行い、条例改正後、インターネット上の人権侵害に関する様々な相談が寄せられているが、条例に基づく対応にも限界があり、問題解決に至らない事案も生じている。

（1）条例に規定している人権侵害情報に対する措置

- ・相談者からの求めに応じたプロバイダ及び発信者に対する侵害情報送信防止措置の要請
- ・要請に応じない発信者に対する侵害情報送信防止措置の命令
- ・命令に従わない場合の発信者の氏名の公表及び過料

（2）条例改正後の削除要請・支援等の実施状況（R8.1.25～R8.6末）

（相談延べ件数 22件）		（相談の種類）	
・県の相談支援により投稿削除 6件		・プライバシー侵害の相談	
・削除要請したが運営事業者から削除しない旨の回答 9件		・虚偽情報、侮蔑表現等の	
※この9件全てについて、県は発信者へ削除要請し、発信者は県の要請に応じてプラットフォーム事業者に削除要請したが、放置されている。		ネット流布の相談	
・相談者が削除要請を検討中 7件		など	

（3）削除要請支援の現場で直面した課題

- ・相談者の求めに応じて県からプラットフォーム事業者に削除要請したが、当事者ではないこともあり、対応してもらえない。
- ・削除要請により、プラットフォーム事業者が投稿を削除しても、同じ内容の投稿が繰り返されるケースがあるため、プラットフォーム事業者が、発信者の再投稿を防止する措置が必要。
- ・一人の被害者に対して数百件もの名誉棄損やプライバシー侵害の投稿が行われているケースでも、プラットフォーム事業者に対して一件一件削除要請しなければならない。

2 本県における健全なインターネット空間の実現に向けた取組

(1) フェイク情報対応実証チーム

ア 目的

インターネットやSNS上に偽・誤情報や真偽不明の情報が拡散し、県民生活に悪影響を及ぼしかねない社会的混乱が発生する兆候がある場合又は、現に混乱が生じていると認められる場合、県民や地域の安心・安全を守るための情報発信を行う。

イ チームの主な活動

地震や大雪などの災害時や、鳥インフルエンザなどの感染症が確認された際などにモニタリングを強化。県関係のなりすましアカウントが確認された際も各課へ助言。

(例) 令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とした地震への対応

同チームは、発災直後に平常フェーズから警戒フェーズに移行してネットやSNS上の地震関連の投稿のモニタリングを実施。

【災害ディープフェイクの発見とその対応】

生成AI技術(動画生成アプリ)で作成されたと思われる、地域の風評被害等に繋がりがかねない投稿(砂丘に地割れ、道路に大きな亀裂、液状化で公園に池、巨石が道路を塞ぐ等)を複数確認。県は現地に出向いて、現状には異常がないことを確認。



[対応]

- 県民や県外者に対し、県公式ホームページや公式SNS等で注意喚起を発信
 - ・情報を確かめること(情報発信者は誰か、いつの情報か、他者はどう報じているか)
 - ・正確な情報は、県や市町村の公式ホームページを確認すること
- サイトを運営するプラットフォームに対し、自社のガイドラインに基づく適切な対応を申し入れ

(2) オリジネーター・プロフィール(OP)

ア 目的

インターネット上では、官公庁や報道機関等の組織になりすまし、人々から金銭を搾取したり、災害発生時等に偽・誤情報を発信し、民主主義や生命を危険にさらす事案が社会問題となっている。地方自治体の立場から、公式ホームページにOPを本格実装することで、情報発信の信頼性を高め、健全なインターネット空間を目指す。

イ OP技術実装に向けた実証

(ア) 令和6年度(実証・実験年)

本県公式ホームページのダミー環境を構築し、OP技術研究組合と連携しながら行政として初となるOP技術の実証実験に取り組み、成功させた。

(イ) 令和7年度(実装開始年)

組織が投稿するデジタル広告にOPを付与し、閲覧者が広告の投稿者を確認することが出来る新技術の実証に取り組んだ。

また、本県公式ホームページの本番環境へのOP技術実装に成功した。

※これらのOP関連の取組は、OP技術研究組合が採択された総務省「インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発・実証事業」として実施したもの。

ウ OP技術の運用開始に向けた制度的課題

サイト閲覧者が、情報の発信者が誰であるかという真正性を確認するために必要となる、行政機関向け「第三者認証機関」が現在設置されていない。

(3) 「情報の健康とっとりプロジェクト」

ア 目的

インターネット・SNS・生成AIの普及により、偽・誤情報や真偽不明情報に惑わされるリスクが拡大し、犯罪被害・加害の当事者となる危険性が、年齢・性別を問わず高まっている。このようなインターネット空間への対策として、県民の偽・誤情報への「免疫力」を高め、信頼性や安全性を確かめつつ情報をバランスよく摂取する習慣づくりを推進する。

イ プロジェクトの主な取組(令和7年度実施)

(ア) 情報の健康スクールキャラバン

県内の中学、高校、大学など計9校を訪問し、「情報の健康」の考え方を説明した上で、ファクトチェックゲーム「レイのブログ」や「レイの失踪(闇バイト)」を体験するワークショップを開催。また、インターネット空間の社会課題に向けた県民向け啓発動画を学生が議論するアイデアソン等も実施。

(イ) ユースファクトチェック選手権2025スキルアップ講座

県内に居住する若者が、情報の真偽を正確かつ迅速に見極める高いスキルを獲得できるよう、世界的オンラインイベント「ユースファクトチェック選手権2025」の参加希望者等に対し、ファクトチェックのスキルアップの場を提供。

(ウ) 「とっとり発! 情報の健康全国フォーラム」の開催

本県による情報の健康とっとりプロジェクトの成果報告と情報リテラシー向上の機運醸成を目的として、情報空間の今と未来を考える「とっとり発! 情報の健康全国フォーラム」を開催。

ふるさと住民登録制度本格運用における支援について

《提案・要望の内容》

○ふるさと住民登録制度の本格運用において、誰もが簡単に登録でき、かつ登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、本県や県内市町村が既に取り組んでいる仕組み（ふるさとファンクラブ会員等）も含め、自治体が行う情報発信や登録者に対する行政サービス等に要する経費（プレミアム登録者へのサポート施策等）について、十分かつ継続的な財源措置も含めた支援等を講ずること。また、経済的インセンティブを活用する等により、積極的に、国民の登録促進や自治体の参画促進を図り、幅広く活用される制度にすること。

<参考> ふるさと住民登録制度に係る県内の参考事例

1 財政措置状況

- 制度運用に携わる「ふるさと住民コーディネーター」の設置に要する経費、その他本制度の活用を見据えた関係人口の充実・拡大を図る取組に要する経費については、特別交付税措置の対象となる。コーディネーター設置に要する経費は、1人あたり500万円を上限とし、その他の取組に要する経費は事業費1000万円を上限とする。（措置率0.5 ※ただし、地方自治体の財政力に応じて補正）
- 令和9年度までに参加する自治体は、一定期間のシステム利用料が免除される。（一定期間の具体的な期間は不明。令和10年度以降に参加する自治体の負担は未定。）

⇒プレミアム登録者へのサポート施策の経費支援については、具体的な基準が示されていないところ。本県の様に都市部からの移動コストや時間のかかる地域においてはプレミアム登録の要件に該当する事業に参加するための交通費の支援を検討いただきたい。
（詳細の交通費支援策については今後、県内市町村と相談して検討する。）

2 国民の登録促進の例（総務省）マイナポイント事業

- 事業の効果で、マイナンバーカードの申請件数は、事業の前後で6,769万件増加。



〔出典〕「マイナポイント」を紹介する総務省のホームページ（当時）

3 モデル事業の概要

ふるさと住民登録制度モデル事業 令和7年度補正予算3.5億円（総務省予算）

- 全国自治体の参考となる事例を創出するとともに、アプリの利便性等の実証を行うため、国がアプリの正式リリースに先立ち、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じたモデル事業を実施。
- ①都道府県と市町村の連携モデル：7道県、②個別市町村モデル：21市町村が採択
⇒本県は米子市、倉吉市、琴浦町、南部町の4市町とともに採択

○取組内容

- 県内全市町村が参画する会議体の設置、県や市町村独自の関係人口登録制度との連携内容の検討、地域づくり団体や交通事業者等と連携した登録要件や特典内容の検討。
- 4/24に県内全市町村と「ふるさと住民登録制度検討・情報交換会」を設置し、第1回会議を開催。県と同時採択4市町を中心に今秋以降での試用版アプリの運用実証に向けて、各市町村の担い手活動の現状把握、訪れたいくなるような活動の掘り起し、効果的な特典内容（来県者等を対象としたサポート施策、情報発信等）の検討を実施中。

《今後の取組予定》

6月以降 県と同時採択4市町を中心としたコアメンバー会議を定期的に行う
7月下旬 第2回ふるさと住民登録制度・情報交換会を開催
今秋 試用版アプリを活用した運用実証開始
来春 本格運用開始

3 国のベーシック登録の類似制度事例

- (1)【鳥取県】 ふるさと来 LOVE(クラブ)とっとり(令和3年度創設、会員数:3,383名(R8年5月末))
予算額約 5,000 千円(鳥取県広報連絡協議会への補助金:総合情報誌「とっとり NOW」の制作費、通信費)
①加入条件: 鳥取県に関心がある方
②特典: とっとり NOW・観光パンフレットの進呈(年4回)、交流イベントへの参加(年1回)、航空運賃の一部を助成(条件あり)(鳥取県内空港発着国内便エアサポート事業)
- (2)【日野町】 ふるさと住民票(平成27年度創設 814名登録(R8年6月)) 予算額約 650 千円
※シンクタンク「構想日本」が推進する「ふるさと住民票®」を全国で初めて導入。
①加入条件: 日野町出身、日野町に通勤通学している人(していた)、ふるさと納税制度で日野町に寄付した人等
②特典: 「ふるさと住民カード」の発行、「広報ひの」、各種チラシなどの「ふるさと定期便」を毎月お届け、町の計画や政策へのパブコメへの参加、町の公共施設の住民料金での利用等
- (3)【米子市】 米子ヨネギーズクラブ(令和元年度創設、会員数:1,836名(R8年6月))
①加入条件: 16歳以上で、米子市に愛着を持ち応援しようという思いを持つ方
②特典: 会員限定「ヨネギーズピンバッジ」プレゼント、メルマガ等配信
- (4)【江府町】 奥大山ファンクラブ(会員数:468名(R8年1月末))
①加入条件: 奥大山江府町のことが好きな方
②特典: 奥大山グッズ(ポストカード、缶バッジ等)プレゼント、加盟店でサービス特典あり
③加入料金: 入会金…一般会員 1,000 円、VIP 会員 10,000 円、年会費は無料

4 国のプレミアム登録の類似制度事例

- (1)【鳥取県】 地域×関係人口マッチングサイト「とりんぐ」(令和7年度創設) 予算額約 12,305 千円
・地域づくり団体等が募集するプログラムと県外在住者等をマッチングする仕組み。プログラム参加者に対し交通費助成を行う。
プログラム: 海岸清掃イベント、地域の方と一緒にを行う水路清掃・鳥獣被害防止柵撤去 等
①加入条件: 特になし(鳥取に関心がある方)
②特典: 県外在住者には上限3万円(1人につき年度内2回まで)の交通費助成
県内大学生には定額助成(圏内:1千円、隣接圏内:2千円、東部~西部:4千円)
- (2)【倉吉市】 倉吉アンバサダー(99名登録(R8年1月末))
①加入条件: 人材育成とまちづくりのワークショップに参加した都市部在住者
②特典: イベントへの参加・協力、SNSによるコミュニティづくり
- (3)【琴浦町】 コトウラファンサポーター(令和4年度創設 23名登録(R8年6月)) 予算額 85 千円
①加入条件: 琴浦町へふるさと納税された方、町のまちづくりに関わっていただける方
②特典: 琴浦町に関する情報をお届け、町が発信したイベントへの参加
- (4)【智頭町】 疎開保険(平成23年度創設 令和7年度 181名申込) 予算額 2,591 千円
①加入条件: 特になし(日本在住の方であればどなたでも OK)
②特典: 災害にあわれて、被災地から智頭町へ疎開される場合、1日3食7日分の宿泊場所を提供、智頭町自慢のこだわりのお米や野菜などの特産品を年1回お届け(災害がなく疎開されなかった場合)、疎開体験ツアーへの参加
③加入料金: 1人コース 10,000 円/年 など(加入日から1年間)

国民の政治参加の促進について

《提案・要望の内容》

- 先の特別国会で改正された公職選挙法において、インターネット等でのAI利用の表示義務や選挙に関するインターネット等の適正利用が定められたが、SNS上での誹謗中傷などに対する罰則も含めたインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、更に現在の状況に合わせた見直しが急務である。「自らの当選を目的として候補者となる旨の宣誓書」を公職選挙法に規定するなど公職の候補者間の公平の確保等に対応するための施策の在り方等について国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。
- 全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「郵便等投票の対象者拡大の検討」や「インターネット投票の検討」等の対策を更に加速させること。また、選挙の準備期間を考慮した日程確保や選挙時期の配慮等、選挙の管理執行のあり方を検討すること。
- 若者の政治参加を促進し、投票率の向上を図るため、被選挙権年齢の引き下げを実施すること。
- 統一地方選挙の投票率向上及び選挙費用の低減の観点から、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約という方策について、積極的な議論及び検討を行うこと。
- 投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することやオンラインでの投票立会を推進することなど、選挙制度の見直しを更に進めること。
- なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改革も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。
- 市町村による投票所等の増設や移動支援の取組や投票率向上・政治意識向上のための各自治体の取組等について、財政措置も含め支援・援助を行うこと。
- 投票率の低下が著しい現状を踏まえ、小・中・高等学校において主権者教育・政治教育に正面から向き合い、実効性のある具体的な投票率向上の方策を講じること。あわせて電子投票等、若者も選挙に参画しやすい環境づくりを強力に推進すること。

<参考>

1、投票率向上・政治意識向上の促進について

- 選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年全国的に投票率が低下傾向にあり、鳥取県においても、令和5年の知事選挙及び県議会議員選挙においていずれも過去最低を記録するなど、深刻な状況となっている。

【鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙における投票率の推移】

区分	H19年	H23年	H27年	H31年	R5年
知事選挙	61.46%	59.11%	56.96%	53.09%	48.85%
県議会選挙	62.03%	60.55%	57.46%	52.70%	49.15%

- 改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、鳥取県において、直近の改選時期における無投票当選者数の割合は、県議会議員選挙では11.4%、町村議会議員選挙では34.9%となるなど、地方議員のなり手不足も深刻化している。

- 各自治体では、選挙時の各種啓発活動や期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。
- 本県では、令和５年度に『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』を立ち上げ、県民の政治参加意識の向上のための主権者教育や安心して大切な一票を投じることのできる投票環境の向上、地方議会議員のなり手不足などの課題について提言をいただいた。

２、県内の投票所数の推移

- 県内の投票所数は、平成８年衆議院議員選挙の５８１か所をピークに低下を続け、直近の衆議院議員選挙では３５０か所まで減少。

【県内の投票所数の推移】

	ピーク時	合併前	合併期	合併後			現在
	H8 衆	H16 参	H17 衆	H19 統一	H19 参	H21 衆	R8 衆
県全体	５８１	５７０	５６７	５１３	４９２	４３１	３５０

３、オンライン投票立会について

- 『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』での有識者意見をもとに、本県ではオンライン投票立会の仕組みを導入した。
- 当初は慎重な姿勢だった総務省も、オンライン投票立会を容認しつつ、実施する上での留意点を示した通知を発出した。
- 最初のオンライン投票立会を予定していた智頭町長選挙及び智頭町議会議員補欠選挙は無投票となったものの、以下の２町で導入した。
 - ・江府町：令和６年７月の町長選挙及び町議再選挙
 - ・南部町：令和６年１０月の町長選挙及び町議一般選挙、令和７年７月の参議院議員総選挙

４、全国知事会「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」について

- 健全な民主主義の発展が危ぶまれる事態が頻発している現状を踏まえ、全国知事会の中で選挙制度のあり方、投票率の向上方策等を検討する研究会を令和７年１１月から開催。４回にわたる有識者との議論を経て、令和８年４月に報告書を作成・公表した。
- 委員構成（５名）
 - 大山 礼子 駒沢大学名誉教授
 - 河村 和徳 拓殖大学政経学部教授
 - 谷口 尚子 慶應義塾大学法学部政治学科教授
 - 人羅 格 毎日新聞論説委員
 - 山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- ※全国知事会関係者として、阿部守一長野県知事、平井伸治鳥取県知事等が参加

○報告書提言概要

【被選挙権年齢のあり方】

- ・国会は、若者の政治参加を促進し、投票率の向上を図るため、被選挙権年齢の引き下げを実施すべきである。

【主権者教育等について】

- ・主権者教育は、様々な主体が連携して取り組むべき課題であり、各地方自治体はそのため体制づくりを急ぐべきである。主権者教育を学ぶ機会がこれまでになかった社会人等を含めたメディアリテラシーの向上（特にデジタル関連）にも、地方自治体のみならず国の責務において取り組む必要がある。

【地方選挙再統一等】

- ・統一地方選挙については、地方選挙の再統一又は一定の時期への集約という方策について検討が必要である。地方選挙の再統一及び一定の時期への集約には、長・議員の任期の特例も検討が必要となると考えられる。
- ・また、国会及び政府は、国民の実質的な投票権、参政権を確保するためにも、選挙の準備期間を考慮した日程確保など、選挙の管理執行のあり方についても検討されたい。

【参議院合区選挙区】

- ・現状の合区の固定化は避けるべきであり、国会は合区の解消に取り組むべきである。近時の最高裁判決の考え方の変遷も鑑みれば、国会が合区解消の具体的な方法論を議論するにあたっては、憲法上の地方自治の規定の充実の可能性、参議院のあり方の議論も含め選挙制度そのものについても検討が必要。

【選挙運動規制、SNS、インターネット規制】

- ・インターネット選挙運動においては、候補者等に対する誹謗中傷や偽誤情報の拡散、アテンションエコノミーによる収益化やAI生成動画の利用など新しい課題が生じている。公職選挙法にはこのような新しい課題に対する有効な規制手段が規定されていない。報道機関・メールについては罰則付きの規定がある一方でSNSについては努力義務に留まっている選挙運動規制の不均衡を是正するためにも、時代に即した見直しが急務である。
- ・インターネット空間における公正な選挙運動を担保するには、有権者が偽誤情報や誹謗中傷などに惑わされることのないよう、候補者等による正しい情報掲出機会を保障することも重要である。国会及び政府においては、フランスや韓国で実施されている中立的な監視・適正化も参考にしつつ、選挙と表現の自由も勘案しながら必要な対策の検討を急ぐべきである。